

令和5年10月31日付け県公報第463号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月19日

静岡県知事 川勝平太

1 測量機関

静岡県

2 作業の種類

公共測量（地図情報レベル500（UAVグリーンレーザ測量及びUAV近赤外線レーザ測量、マルチビーム測量））

3 作業期間

変更前 令和5年11月1日から令和5年11月30日まで

変更後 令和5年11月1日から令和5年11月22日まで

4 作業地域

浜松市中央区中田島町地先ほか